

2024年8月30日

各位

会社名 株式会社テクノ菱和
代表者の代表取締役 加藤 雅也
役職氏名 社長執行役員
(コード番号 1965 東証スタンダード市場)
問い合わせ先 取締役上席執行役員 鈴木 俊夫
管理本部長
電話番号 03-5978-2541

役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託導入に伴う 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2024年8月30日開催の取締役会において、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託導入に伴う第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	2024年9月12日
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 180,100株
(3) 処分価額	1株につき1,445円
(4) 処分総額	260,244,500円
(5) 処分予定先	・日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬BIP信託口) 110,800株 ・日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与ESOP信託口) 69,300株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役並びに国内非居住者を除く。以下同じ。）及び委任型執行役員（国内非居住者を除く。以下取締役と併せて「取締役等」という。）並びに雇用型執行役員（国内非居住者を除く。）を対象に、取締役等及び雇用型執行役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を明確にし、取締役等及び雇用型執行役員が株価の変動によるリターンとリスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、2024年5月14日開催の取締役会で役員報酬BIP信託（以下「BIP信託」という。）及び株式付与ESOP信託（以下「ESOP信託」といい、BIP信託と併せて「本制度」という。）の導入を決議しております。

本制度の概要については、2024年5月14日付で公表いたしました「業績連動株式報酬制度の導入に関するお知らせ」及び「株式付与ESOP信託の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、本制度の導入に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬BIP信託契約及び株式付与ESOP信託契約の共同受託者である日本マスタートラ

スト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に取締役等及び雇用型執行役員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数 22,888,604 株に対し 0.78% (小数点第3位を切り捨てて表示、2024年3月31日現在の総議決権個数 210,003 個に対する割合 0.85%) となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い取締役等及び雇用型執行役員に交付されるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、流通市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

信託契約の概要

(1)	制度の名称	役員報酬B I P信託	株式付与E S O P信託
(2)	信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)	
(3)	信託の目的	当社取締役等に対するインセンティブの付与	当社雇用型執行役員に対するインセンティブの付与
(4)	委託者	当社	
(5)	受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	
(6)	受益者	当社取締役等のうち受益者要件を充足する者	当社雇用型執行役員のうち受益者要件を充足する者
(7)	信託管理人	当社と利害関係のない第三者 (公認会計士)	
(8)	信託契約日	2024年9月9日 (予定)	
(9)	信託期間	2024年9月9日～2027年9月30日 (予定)	
(10)	制度開始日	2024年9月9日 (予定)	
(11)	議決権行使	行使しないものとします。	受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日 (2024年8月29日) の株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」という。) における当社株式の終値である 1,445 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場価格であるため、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

また、当該処分価額は東京証券取引所における当該取締役会決議の直前1か月間 (2024年7月30日から2024年8月29日まで) の当社株式の終値の平均値である 1,421 円 (円未満切捨て) に 101.69% (プレミアム率 1.69%) を乗じた額であり、当該取締役会決議の直前3か月間 (2024年5月30日から2024年8月29日まで) の当社株式の終値の平均値である 1,639 円 (円未満切捨て) に 88.16% (ディスカウント率 11.84%) を乗じた額であり、同直前6か月間 (2024年3月1日から2024年8月29日まで) の当社株式の終値の平均値である 1,747 円 (円未満切捨て) に 82.71% (ディスカウント率 17.29%) を乗じた額であることから、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員である取締役全員 (3名、うち2名は社外取締役) が、特に有利な処分価額には該当せず、適法である旨の意見を表明してござ

す。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上